本船ハ先般外国船舶ニ衝突シテ損害ヲ蒙リ修繕ノ為メ出帆不
能トナリタルカ其際同船員ハ解雇セラレ同様ナリ高同船員ノ
ミヲ芝浦ニ廻航シテ其下同船員ハ少カラス為メ成ヲ抱十一番
運転手二番機関手ノ排斥ヲ起シ木村船長ハ実際ノ方針
除セントシ六月廿三日ノ総会ニ於テ代表者ハ同市海員組合機関長部
ニ至リ前記同志ノ排斥決議ノ通知セリ先ツ協会ハ全員下船セシ
ムルノ他何等ノ措置ヲ為スカ右事項ハ相当早急ニ交渉ノ筈ナリ
リ
六月廿三日太田組合長部ハ幹部ト協議シ船長ト会見船
長一等運転手ハ二等機関手ノ排斥ノ要求ヲ拒
絶セリ

四 今治綿織物会社

（六、二二—六、二五）

所属組合　今治市大字日吉

労働者　三百名

参加者　全部

要求内容

右会社ニ於テハ従来今治市関内ニ於ケル綿織物業者組合ノ加盟
セシモノ多ク自社ニ於テモ工場ノ経営少ク労働者ヲ解雇シ斯ノ如
キ状態ナルヲ以テ労働者ト通知シ又右夜職工ハ協同組合（二十一
日）ヲ結成シ要求ヲ提出セントシ機関ニ送リ
タリ是ニ於テ労働者ハ解雇者ノ日給ハ勤務ノ如キ通シテ毎
月二十日決算ノ際ニ支払フ

六月廿二日他ノ解雇者ノ日給三十二番ノ手当ヲ
会社ハ之ヲ拒絶シ又其ノ解雇者ハ工場ト工場トノ工場
主ニ通知シ命ニ従ハス今後一般労働者

今治一般労働者組合